

感 感 発 0925 第 2 号
令 和 5 年 9 月 25 日

各 都 道 府 縿
保健所設置市
特 別 区 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課長
(公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項
及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）

新型コロナウイルス感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」（令和4年6月30日付け健感発0630第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等をお示ししているところです。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第118号）が公布・施行され、インフルエンザと同様、新型コロナウイルス感染症の入院者についても、指定届出機関による都道府県知事への届出を要することとされたことに伴い、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」（平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知）の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を新旧対照表のとおり改正し、令和5年9月25日から適用することとしたので、御了知いただきとともに、貴管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その実施に遺漏なきようお願いいたします。

記

1 改正概要

- 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第7の届出基準（基幹定点における場合）を追加した。
- 届出様式（定点）別記様式6-2（3）を追加した。

2 適用日

令和5年9月25日から適用する。

【連絡先】

厚生労働省健康局結核感染症課

TEL: 03-3595-3489（直通）

メールアドレス：SARSOPC@mhlw.go.jp

※メールの件名の文頭に【COVID-19】と入れること。

新旧対照表

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」	
改正後	現行
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略)	<p>(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準 第1～6 (略)</p> <p>第7 新型コロナウイルス感染症 1 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 届出基準（基幹定点における場合）</p> <p>ア 入院患者</p> <p><u>指定届出機関（基幹定点）の管理者は、当該指定届出機関の医師が、(2)の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からCOVID-19が疑われ、かつ、以下の表に掲げる検査方法により、当該者をCOVID-19と診断した患者のうち、入院をしたものについて、法第14条第2項の規定による届出を週単位で、翌週の月曜日に届け出なければならない。</u></p> <p>届出様式（全数） 別記様式1～5 (略)</p> <p>届出様式（定点） 別記様式6-2 (2) (略) 別記様式6-2 (3)</p>

週報

感染症発生動向調査（基幹定点）
(COVID-19による入院患者がいる場合)

調査期間　令和 年 月 日～ 年 月 日

医療機関名

ID番号	性別 (0歳は月齢)	年齢 (0歳は月齢)	入院時刻の対応	備考
			ICU入室 ○：利用 △：未利用	いずれも 担当せず
1	男・女			
2	男・女			
3	男・女			
4	男・女			
5	男・女			
6	男・女			
7	男・女			
8	男・女			
9	男・女			
10	男・女			
11	男・女			
12	男・女			
13	男・女			
14	男・女			
15	男・女			

<記録上の留意>

- COVID-19を診断した患者のうち、新規にICUを（患者院内感染を食む）を留めてください
- 入院時の患者が引けついては、担当する看護師の全員にOを記入してください
- ICU入室、特定の治療管理、救命救急入院料を算定した場合に限る
- 人工呼吸器の利用とは、気管挿管による人工呼吸器の利用、またはECMOを使用した場合に限る

別記様式 6-3～6-7 (略)

別記様式 6-3～6-7 (略)